

令和7年3月28日

職員の懲戒処分について

令和7年3月27日付けで行いました職員の処分につきまして報告いたします。

1 職員の処分

被処分者の属する部名	協働経済部	都市環境部
被処分者の役職	参事	主査
被処分者の年齢	60歳	45歳
処分内容	減給10分の1 1カ月	減給10分の1 2カ月

処分年月日 令和7年3月27日

2 事実の概要

【被処分者①】 内容: パワー・ハラスメント

被処分者は、複数の部下職員に対して、業務の適正な範囲を超えた威圧的な言動及び態度による指導を度々行い、複数の部下職員に精神的な苦痛を与えた。

【被処分者②】 内容: パワー・ハラスメント

被処分者は、部下職員に対して、勤務時間外に携帯電話や SNS によって緊急性のない業務に関する指示や指導を頻繁に行う等の行為を行い、部下職員自らが時間外の連絡拒否を被処分者に申し出ているにも関わらず、その行為を続け、部下職員に精神的な苦痛を与えた。

両案件とも地方公務員法第29条第1項及び第3号の規定に基づき、減給処分を行うものです。

【宮本泰介市長コメント】

今回の事件では、全体の奉仕者である公務員にとってその信頼を損ねることであり、深くお詫び申し上げます。このことを真摯に受け止め、従来にも増してハラスメントのない職場環境づくりに努めてまいります。

問合せ先
総務部 人事課
電話: 047-453-9216